

2024 年度実施  
大学機関別認証評価 評価報告書

**岐阜県立看護大学**

2025 年 3 月

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター



# I 岐阜県立看護大学の概要

## 1 大学名、キャンパス所在地

岐阜県立看護大学（設置者：公立大学法人岐阜県立看護大学）  
岐阜県羽島市江吉良町 3047-1

## 2 学部等の構成 ※2024年5月1日現在

【学部】

看護学部 看護学科

【研究科】

看護学研究科(博士前期課程) 看護学専攻  
看護学研究科(博士後期課程) 看護学専攻

## 3 学生数及び教職員数 ※2024年5月1日現在

【学生数】 学部 319 名、研究科 32 名

【教職員数】 教員 59 名、職員 28 名

## 4 大学の理念・目的等

岐阜県立看護大学は、岐阜県において、県民の誰もが安心して暮らすことのできる「日本一住みよいふるさと岐阜県づくり」の推進を目指し、「総合福祉」施策に取り組む中で、県民の多様な保健・医療・福祉のニーズに対応するためには、県内の看護の質を向上させることが急務とされたことを背景に、看護学の教育・研究活動の中核機関として 2000 年 4 月に看護学部を置いて開学した。その後、2004 年 4 月には大学院看護学研究科修士課程(現 博士前期課程)を、2006 年 4 月には大学院看護学研究科博士課程(現 博士後期課程)を開設し、2008 年 4 月には、大学院看護学研究科博士前期課程に専門看護師(慢性看護、小児看護、がん看護)コースを併設した。2010 年 4 月に公立大学法人化し、設置者が公立大学法人岐阜県立看護大学となった。

岐阜県立看護大学は、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者の育成を追求しており、特に、看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点を置いた人材育成を主眼としている。また、大学の研究活動では、県立大学の特色を踏まえて、岐阜県の看護職者とともに、現地に出向いて共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めており、看護実務に就いている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担っている。

大学の目的は、学則第 1 条に「岐阜県立看護大学は、看護に関する学術の中心として専門的知識及び技術の教授研究を行うとともに、豊かな人間性をかん養することにより、看護専門職として創造的に看護を実践し向上させていくことに責任を持つ人材を育成し、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。

大学院の目的は、大学院学則第 1 条に「岐阜県立看護大学大学院は、看護学分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、専門看護師を含め、看護実践における高度の専門性を有し、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図り、もって地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学教育の発展に寄与することを目的とする。」と規定されている。

## Ⅱ 評価結果

### 1 認証評価結果

岐阜県立看護大学は、大学教育質保証・評価センター(以下「本センター」という。)が定める大学評価基準を満たしている。

### 2 総評

評価は、大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」及びその関連資料の分析による書面評価並びに実地調査によって行った。

岐阜県立看護大学は学校教育法、大学設置基準をはじめとする関係法令に適合し、教育研究の水準の向上及び特色ある教育研究の進展に努めており、本センターの定める大学評価基準の基準1、基準2、基準3のそれぞれを満たし、大学として相応しい教育研究活動を行っている。

以下に、岐阜県立看護大学の優れた点、改善を要する点及び今後の進展が望まれる点を列記する。

#### 【優れた点】

- 看護サービスの改善・質の向上を目指す事業である共同研究事業は、企画・運営・評価を看護研究センターが担っており、岐阜県保健師と共同して取り組む研究課題「保健師の実践能力の発展過程と現任教育のあり方」による県全体を視野に入れた保健師の人材育成支援へ関与する等、共同研究事業を通して、大学の理念の一つである「看護サービスの質向上に貢献できる人材育成」を推進している。
- 2001年度から開始した看護実践研究指導事業は、岐阜県内の看護職者が自己の技術や実践方法の改善・充実に向けた研究的取り組みができることを目指し、主体的看護職者育成のための研修を企画・実施しており、教員が実践現場に出向いて実施する研修や大学で実施する研修を通して、県内看護職者による勤務施設での課題の明確化及び主体的な課題解決に向けた方策の創出を支援することで、県内の看護実践の質向上に向けた人材育成を推進している。
- 2012年に新設された「看護学統合演習」において、学生は、並行して開講される7セメスターの「卒業研究Ⅰ」を終える時期である7月初旬に、学士課程卒業時の看護実践能力の到達目標(卒業到達目標)に照らして学習達成状況を自己評価したうえで8セメスターの「卒業研究Ⅱ」に臨み、教員は、面談によって学生の課題の明確化、自己学習計画作成、学習と成果の言語化を支援することとしており、これらの教育活動等を通して学生の主体的な学習の深化につなげている。

#### 【改善を要する点】

- 大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習方法・学習過程、学習成果の評価の在り方を明示することが求められる。
- 大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を明示することが求められる。

#### 【今後の進展が望まれる点】

- 教育研究活動等の自己点検・評価については、その結果の全学的な共有体制を明確化し、組織的な点検・見直しにつなげる等、学長を責任者とする全学的な内部質保証のさらなる充実が望まれる。
- カリキュラムの体系性については、学習者本位の観点からディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性をカリキュラム・マップにおいて明示する等、学生にわかりやすく周知することが望まれる。
- 成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、学習者本位の観点から、到達目標を考慮した成績評価基準とすることが望まれる。
- シラバスについては、学習者本位の観点から、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、非常勤講師が担当する授業科目も含め、各授業科目の記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。
- 教職協働については、教員及び事務職員の各種委員会等における役割・位置づけを整理・明確化する等、大学の教育研究活動の組織的かつ効果的な運営に向けた取組みの一層の充実が望まれる。

- 学部及び大学院の 3 つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織体制を整理し、大学として組織的・継続的な点検・検証に取り組むことが望まれる。
- ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)については、連携・共有の仕組みを明確化し、組織的・継続的な FD・SD 活動のさらなる充実が望まれる。
- 学習成果の把握・可視化については、学習者本位の観点から、ディプロマ・ポリシーと卒業時到達目標の関連性をより一層明確化・周知する等、取組みの一層の充実が望まれる。

### 3 基準ごとの評価

#### ■ 基準1 基盤評価:法令適合性の保証

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準1に関する評価の指針に基づく分析を行った。その結果、岐阜県立看護大学は関係法令に適合していることを確認した。確認した内容等を評価事項ごとに以下に示す。

##### イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

学士課程、大学院課程における教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻を、教育研究の目的に沿って適切な形で組織している。大学院課程は、実践性・応用性の高い看護実践研究指導を中核とした研究指導を目的としており、看護実践経験を有する社会人を対象としている。

##### ロ 教員組織に関すること

学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模、授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備している。学士課程では、教員は、地域基礎看護学、機能看護学、育成期看護学、成熟期看護学の4つの専門領域のいずれか、もしくは看護研究センターに所属する体制をとっている。非常勤講師が担当する専門関連科目や教養科目については、専任教員から選出された学内担当教員を配置し、授業内容や学習状況を把握して、学習成果が高まるよう非常勤講師と学生間の調整等を行っている。

##### ハ 教育課程に関すること

学士課程、大学院課程において、入学者選抜を公正かつ妥当な方法で行うための体制を整えて実施し、また教育課程を適切に編成し実施している。

学士課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。また、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、卒業認定を実施している。

大学院課程については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成しており、現職の看護職者の就学を可能にするため、授業科目は金・土曜日に開講し、博士前期課程の修業年限は3年としている。また、大学院生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示し、それらに従って適切に成績評価、単位認定、修了認定を実施している。

学習者本位の観点から、学部及び大学院のカリキュラムの体系的性については、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性をカリキュラム・マップにおいて明示する等、学生にわかりやすく周知すること、成績評価については、学習到達目標達成度の評価基準が明確に学生に伝わるよう、到達目標を考慮した成績評価基準とすること、シラバスについては、記載項目及び記載方法について組織的に点検・検証するとともに、非常勤講師が担当する授業科目も含め、各授業科目の記述に対する組織的なチェック体制を強化することが望まれる。なお、成績評価については、各科目における成績評価と到達目標達成度の関係をシラバスに明示することを、2024年11月の教授会において非常勤講師も含め全学的に周知したこと、また、シラバスについては、組織的なチェック体制及びスケジュールを明文化し、2024年12月の教員会議において全教員に周知したことを確認した。

##### ニ 施設及び設備に関すること

学部及び学科、研究科及び専攻の規模・種類に応じた校地・校舎の規模及び施設・設備を備え、また図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させている。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備している。

##### ホ 事務組織に関すること

学部及び大学院の事務を遂行するための事務組織及び学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けている。

教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務が行われるよう努めている。ただし、教職協働については、教員及び事務職員の各種委員会等における役割・位置づけを整理・明確化する等、大学の教育研究活動の組織的かつ効果的な運営に向けた取組みの一層の充実が望まれる。

#### へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

卒業又は修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)並びに入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を、その教育上の目的を踏まえて定めている。ただし、大学院のカリキュラム・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、学習方法・学習過程、学習成果の評価の在り方を明示すること、また、大学院のアドミッション・ポリシーについては、中央教育審議会のガイドラインを踏まえ、多様な学生を評価できるような入学選抜の在り方を明示することが求められる。なお、大学院のカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについては、2025年2月の研究科委員会において、各ポリシーの改定案を審議・決定したことを確認した。

学部及び大学院の3つのポリシーの一貫性・整合性については、所掌する組織体制を整理し、大学として組織的・継続的な点検・検証に取り組むことが望まれる。なお、2024年12月の自己点検評価委員会において、同委員会が3つのポリシーの点検・検証体制の全学的な所掌組織とすると決定したことを確認した。

#### ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、Webサイト等を活用し、その教育研究活動等の状況を適切に公表している。

#### チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

教育研究活動等の改善を継続的に行う体制としては、「岐阜県立看護大学自己点検評価委員会規程」において、大学の自己点検及び評価を実施するための自己点検評価委員会を設置すること、同委員会の構成員を学長(委員長)、学部長、研究科長、図書館長、看護研究センター長、学務研究部長、その他学長が指名する者とするについて規定している。各組織は、年度当初に活動方針・計画を策定し、秋に中間報告を行い、年度末に一年間の活動状況報告及び自己点検を実施している。自己点検評価委員会は、2023年度に策定した「内部質保証に関する方針」に基づき各組織の自己点検・評価、改善活動を主導している。各組織の自己点検評価結果を当該委員会が取りまとめ、経営戦略会議において全学的な自己点検評価報告書を作成・発刊し、教職員に共有するとともに大学Webサイトで公表している。ただし、教育研究活動等の自己点検・評価結果については、全学的な共有の体制を明確化し、組織的な点検・見直しにつなげる等、学長を責任者とする全学的な内部質保証のさらなる充実が望まれる。

教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けている。また、指導補助者に対し、必要な研修を実施している。FD活動は、教育能力開発委員会(FD委員会)を中心に実施しており、実施結果は2年ごとに「岐阜県立看護大学のFD活動の記録」としてまとめて全教員に配布している。ただし、FD及びSDについては、連携・共有の仕組みを明確化し、組織的・継続的なFD・SD活動のさらなる充実が望まれる。

#### リ 財務に関すること

教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

#### ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項(特に学生支援、ICT環境の整備)について、適切に対応を行っている。なお、点検評価ポートフォリオ提出時点では、障害のある学生に対する対応要領の整備が不十分であったが、2025年2月の経営戦略会議において対応要領を決定したことを確認した。

## ■ 基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準2に関する評価の指針に基づき、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

大学の教育研究水準の向上の取組みは、教職員レベル、大学内各組織レベル、全学レベルに整理し、教員一人ひとりの自己点検・評価が基盤となって、教授会の下に各種委員会や研究科委員会等の大学内各組織が中心となり、点検・評価を実施し、改善・改革に向けた取組みを行うサイクルとしている。自己点検評価委員会は、大学内各組織レベルの自己点検評価結果を共有・検討のうえ、全学の視点から改善に向けて指示・助言を行っている。

以下に、教育研究の水準の向上に向けた自己分析活動の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

### ・No.1「学習成果の把握と教育の改善【学習成果】」

個々の学生が看護職者としての基礎能力を修得していることを保証する科目として、2012年に「看護学統合演習」が新設された。当該科目は「卒業研究Ⅰ」と並行して開講され、7セメスターを終える時期である7月初旬に、卒業到達目標に照らして学習到達状況を自己評価したうえで8セメスターの「卒業研究Ⅱ」に臨んでいる。教員は、面談によって学生の課題の明確化、自己学習計画作成、学習と成果の言語化を支援し、さらに、各学生の学習到達状況を全学的に共有し、授業改善及び組織的なカリキュラムの見直しに活用している。これら教育活動等を通して学生の主体的な学習の深化につなげている。

2020年度には、教務委員会が中心となり、1～4セメスター開講の専門科目及び専門関連科目の学習内容と卒業時到達目標とを照合し、4セメスター修了時到達目標を策定した。今後は、低学年次からの主体的な学習を支援するために、4セメスター修了時到達目標の学生の理解を促進することが期待される。ただし、学習成果の把握・可視化については、学習者本位の観点から、ディプロマ・ポリシーと卒業時到達目標の関連性をより一層明確化・周知する等、取組みの一層の充実が望まれる。

### ・No.2「学生・教員による授業評価、教養科目に関する調査を活用した授業改善」

開学以来、実習を含む全科目で学生による授業評価を実施し、教育目標に沿った授業の構築について評価している。授業評価結果は、2011年度以降学生にフィードバックしており、担当教員は授業評価をもとに「科目別現状と改善計画」を作成する。専門科目は教務委員会、教養科目・専門関連科目は教養・専門関連科目運営委員会に報告し、各委員会は現状と課題、改善の方向性を確認する。さらに、教養・専門関連科目運営委員会は、教養・専門関連科目運営会議を開催し、全教員で教養科目及び専門関連科目の現状と課題を共有している。教養・専門関連科目は、開講科目67科目のうち、53科目を非常勤講師が担当しており、各科目に2名配置している学内担当教員が非常勤講師と協働することで授業改善に取り組んでいる。また、卒業時の4年次生への「教養科目に関する調査」において、教養科目の満足度、学びが役に立っていると思う点や改善点等について調査を行っている。

授業評価による授業改善活動は、学生、担当教員、専門領域、教務委員会及び教養・専門関連科目運営委員会において実施されており、教務委員会及び教養・専門関連科目運営委員会が連携して大学の教養教育の目標を踏まえた教養科目の教育の具体的な改善を推進している。

### ・No.3「学修を促進するための環境整備」

学内での授業が主となる1・2年次生に対して学生個々の状況把握や支援を行うため、「学修に関するガイダンス」や個別面接を実施している。また、全学年対象の「学生生活実態調査」を実施し、学生の状況把握や意見に基づく学習環境整備に努めている。

「学修に関するガイダンス」は、教務委員会が企画・実施しており、入学早期に学習への動機づけを高め、主体的な学習に向けた姿勢を作ることを目的に、学生と教員によるグループを組み、意見交換を行っている。グループワーク後のアンケートからは、互いの状況を知ることによる仲間意識の芽生えや、学習意欲の向上等について確認している。また、学生生活委員会・学生相談教員部会では、大学生活への適応の支援として6

月に1年次生、11月下旬～12月に2年次生の個別面接を実施しており、健康状態や学習状況を確認し、学生からの意見に対しては教務委員会や事務局と連携して対応を検討している。博士前期課程では2・3年次生の学年を対象として年度当初に懇談会を実施し、職場在籍の学生に関する要望・課題を確認しており、要望への対応策は研究科委員会で検討し、指導教員等を通して学生へフィードバックしている。

#### ・No.4「教員の研究活動促進に向けた取組み」

研究活動の方針は、経営戦略会議が策定する中期計画・年度計画に示し、全学で共有している。

研究活動促進に向けた具体的な取組みとしては、FD委員会が中心となり、2009年度から開始した各専門領域の責任教授を中心とした相談支援を実施している。加えて、教員間で具体的な検討ができることを目的とした研修会や、2016年度から開始した、科研費に限定しない外部資金応募に向けた研修会等を実施している。

また、大学の使命である岐阜県内の看護の質向上を目指し、看護研究センターが中核となって岐阜県内看護職者との共同研究を全学的な取組みとして推進している。共同研究は、毎年度、看護研究センターの事業として予算を確保し、FD委員会と看護研究センターの共同で共同研究のあり方・方法を検討する研修会を開催し、毎年度刊行する共同研究事業報告書において看護実践を改善・改革する取組みの成果を確認している。加えて、FD委員会では看護研究センターとともに、共同研究の発展に向けて共同研究のあり方・方法を検討する研修会を開催している。

科研費採択に向けた取組みとしては、学長の下に設置した科研費補助金申請支援チームによる研究計画書のレビューを、2020年度6件、2021年度2件、2022年度2件実施しており、科研費の採択に向けた取組みを推進している。

#### ・No.5「教員の教育研究能力の向上」

「岐阜県立看護大学が求める教員像」で示す人材を確保し、その教育研究能力の向上を図るため、「1.組織的なFD・SD活動」、「2.教員評価制度による自己点検評価」の仕組みを構築している。

FD委員会が中心となって実施するFD・SD活動は、年度当初に募集した教員個人及び各種委員会等からの提案に基づきFD委員会が検討し、各種委員会等との共同企画を含めて年間計画を作成し実施している。テーマによっては事務職員も含めた教職員対象の研修会としている。大学院では研究科委員会FD企画担当が各年度の活動方針・年間計画を決定し研究科独自の研修会を開催する等の取組みがある。研修会の実施後は、FD委員会においてアンケートにより参加者の学びや意見・感想を把握し、アンケートで確認できた学びとFDマザーマップ®との照合を行い、看護系大学教員として求められる能力との関連を確認し体系的な能力開発につながるようにしている。「基盤」「教育」「研究」「社会貢献」「運営」の5項目で4年ごとに照合しており、これらの全学的な取組みに加え、各領域等においてもそれぞれの専門性や役割に則して所属する教員の教育研究能力向上の点から課題となっている事項を取り上げ、FDを実施している。

また、FD・SDを含む諸活動を通じた教育研究能力の高まりは、個々の教員が自己評価により明確にすることが重要であるとの問題意識から、2015年度から教員評価制度を導入し、各教員が自らの活動を点検評価し、職位が上位の教員との面接を経て、教員評価委員会が評価結果を通知する仕組みを整えている。教員評価制度は、教員個々が自己点検評価を行い、大学教員としての能力向上に取り組む仕組みとして機能している。

今後も、教員評価制度とFD・SD活動が連動した教員の教育研究能力向上に向けた組織的なシステムを継続して機能させていくことが期待される。



### ■ 基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

大学の自己点検・評価の総合的な状況を示した「点検評価ポートフォリオ」を用いて、基準3に関する評価の指針に基づき、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っているか、またその取組みが効果的に機能しているかについて分析した。

以下に、特色ある教育研究の主な取組みとして、点検評価ポートフォリオ記入様式の定めに従って5つ以内で示された取組みの分析から、明らかになった状況等を示す。

#### ・No.1「卒業研究―看護学基礎教育における看護実践研究の基盤づくり―」

卒業研究は、「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」から構成されている。「卒業研究Ⅰ」において、学生は指導を受けながら臨地実習施設での看護実践において自立・自律した看護過程を展開し、看護実践能力を高めるとともに看護実践上の課題を見出している。「卒業研究Ⅱ」では、学生各自が見出した課題をもとに立案した研究計画に沿って看護実践を行い、その過程を振り返って研究報告書としてまとめている。これにより、看護実践から課題を見出し、研究的に取り組み、その取組みを振り返ることでよりよい看護実践につなげることを目指している。

「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」と並行して開講する「看護学統合演習」では、学生が卒業時到達目標に照らして自己評価を行っている。また、卒業研究の担当教員及びそれ以外の教員が学生と個別に関わり、面談を通じて学習到達状況の自己評価及び課題の明確化、自己学習計画作成、学習と成果の言語化を支援している。

これらの取組みを通して、ディプロマ・ポリシーの一つ「看護実践とその振り返りを重ねることを通して、看護学研究の意義を理解するとともに、看護実践の充実・改善と自己を成長させる取組みができる」能力の修得を推進している。

#### ・No.2「博士前期課程における看護実践研究の方法及び研究指導方法の開発」

大学院博士前期課程の学生は就労を継続しながら学習しており、特別研究(専門看護師コースは課題研究)では学生の在職組織における看護実践上の課題を解決するための研究に取り組んでいる。この研究方法を看護実践研究とし、当該研究を遂行する能力は、博士前期課程のディプロマ・ポリシーの「職場の看護実践の課題を明確にして、研究的かつ組織的に課題解決に取り組むことができる」に直結するものとしている。

看護実践研究の方法及び研究指導方法については研究科のFD研修会において意見交換を重ね、その成果を大学紀要に論文報告すること等を通して明文化してきた。2006年の博士前期課程開設時から継続して取り組み、2013年からは特別研究・課題研究の3年間の指導の流れを明文化する作業を開始している。2014年には、大学紀要に看護実践研究を説明する論文報告、2015年には、博士前期課程における看護実践研究の指導方法に関する論文報告を行った。2015年の論文報告では、1年次の指導について報告し、その後3年間の指導の流れを完成させ、研究科委員会で共有している。

今後は、修了者との看護実践研究における協働活動をさらに多様に充実させ、看護実践研究を通じた岐阜県内の実践現場における看護の質向上と人材育成の取組みを広げていくことが期待される。

#### ・No.3「看護研究センターにおける卒業生・修了者支援」

看護研究センターは、大学と看護実践の場の連携を発展させ大学の教育研究活動の基盤を確立することを目的に2000年の開学と同時に設置された。当該センターは卒業生・修了者への生涯学習支援として様々な取組みを実施している。

取組みの一つとして、卒業生の新任期の職場定着と生涯学習支援を目的に「新卒者及び卒後2年目卒業生の交流会」を実施している。2007年度から行っている新卒者交流会は、就業間もない時期の体験や悩みを同期の卒業生や教員と語り合う場であり、2008年度から行っている卒後2年目卒業生交流会は、就業から1年間の振り返りを通して自身の成長等を確認できる場としている。

その他、看護研究センターと就職進路対策委員会が共同開催する卒業生及び修了者と在学生との交流会や、県内医療機関における卒業生・修了者の活動状況や、看護管理者からの大学への要望について意見交換を行う人材育成に関する意見交換会等を実施し、大学の理念である岐阜県内における看護サービスの質の向上への寄与や、看護職者の生涯学習支援を推進している。

#### ・No.4「共同研究事業—県全体を視野に入れた人材育成支援」

共同研究事業は、大学の理念「看護サービスの質向上に広く貢献できる人材を育成するとともに、岐阜県内の看護実践の場として現場の課題の研究を行い、実践性・応用性の高い看護学の確立を行う」を実現するための基本的活動の一つであり、現地看護職者と教員が対等の立場で研究活動を行うことを通して、看護サービスの改善・質の向上をめざす事業である。本事業の企画・運営・評価は看護研究センターが担っており、毎年度「共同研究報告と討論の会」を開催し、研究成果を報告している。2023年度までの24年間の研究課題数の累計は514個、共同研究者となった現地看護職者は3,189人に上る。

取組み事例の一つである、岐阜県保健師と共同して取り組んでいる「保健師の実践能力の発展過程と現任教育の在り方」では、2007～2012年度に新任期にどのような保健師活動を体験し、どのように実践能力を高めているか把握するための調査を行い、2012～2018年度に、5年目保健師の看護実践の現状を把握するための調査を実施した。これらの調査の結果をもとに、看護実践能力到達目標及び目標達成に近づいたための経験例の試案を作成した。

以上の取組みをはじめとして、県・市町村の現場で実施できる指導方法を提示することで、岐阜県の保健師の実態に即した現任教育体制の構築、県全体を視野に入れた保健師の人材育成支援への関与等を通し、大学の理念「看護サービスの質向上に貢献できる人材育成」の実現に努めている。

#### ・No.5「看護実践研究指導事業—県内の看護実践の質向上に向けた看護職者の人材育成—」

看護実践研究指導事業は大学の理念に基づく研修活動であり、2001年度から23年間全学体制で取り組んでいる。岐阜県内の看護職者が、自己の技術や実践方法の改善・充実にに向けた研究的取組みができることを目指し、主体的看護職者育成のための研修を企画・実施している。

「利用者ニーズを基盤とした入退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」は、2012年度から12年継続しており、大学での研修を活用し、各自で課題解決に向けて取り組む内容となっている。具体的には4つの研修(ベーシック研修、フォローアップ研修、アドバンス研修、エキスパートミーティング)を含む「入退院支援教育プログラム」を施行し、入退院支援の質向上に向けた看護職者の人材育成に取り組んでいる。

また、「看護の専門性を高めるマネジメント能力向上に向けた支援」は、看護管理者、中堅者、新任者を対象にした研修(ワークショップ)を2015年度から7年継続して実施し、2019～2021年度は地域包括ケア推進のためのマネジメント能力向上に焦点を当てて実施した。7年間の参加者総数は253名であった。

本事業に全学的に取り組むことにより、県内の看護職者の主体的学習による看護実践の改善・充実に貢献し、県内の看護実践の質向上に向けた人材育成を推進している。

なお、本基準のNo.1、2、4、5の取組みをもとに、「看護実践研究を柱とした教育研究活動等の取組み」をテーマに設定し、評価審査会として、大学の教職員のほか、学生、ステークホルダー、設置自治体職員等の関係者が参加するいわゆる参加型評価を実施した。

No.1について、学生から、常に教員が現地に同行することはないため、実習先の専門職者に直接アポを取る等、卒業研究を通して主体的に動く力が身についたとの意見があり、実習受け入れ機関の職員からは、どの学生も、山間部でも一人で家庭を訪問する等、真摯に実習に取り組んでいるとの意見があった。No.2について、大学院修了生から、他施設から進学している学生とのつながりを得て他施設の様子を知るきっかけになった、他領域の人に対して自分の考えを言語化する能力が鍛えられた等の意見があり、No.1、2の取組みから、学生・大学院生の実践現場での看護の質・課題解決能力の向上に資する取組みとなっていることを確認した。

No.4について、設置自治体職員からは、県が抱える保健師の人材育成に関する課題について、大学との継続的な共同研究により、研修プログラムが体系化・充実され、現任教育の質向上につながっているとの意見があった。No.5について、研修参加者の所属施設看護管理者から、段階的に研修内容が向上するので、組織における退院支援において活躍できる人材の育成につながっているといった意見があり、No.4、5の取組みから、大学が県内看護職者・保健師の現任教育の体系化と能力開発に貢献していることを確認した。

全体を通して、看護実践研究としての学部の卒業研究や大学院の特別研究を通じて、大学が目指す「看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点を置いた人材育成」を推進し、また、継続的に実施している県内看護職者との共同研究や看護実践研究指導事業により、県内の看護実践の改善・充実に努めていることが確認できた。

## Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

### 1 大学機関別認証評価について

学校教育法第 109 条第 2 項において、大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが規定され、義務化されている。今回岐阜県立看護大学に対して実施した評価は、この学校教育法が定める認証評価として行った。

### 2 評価報告書の構成について

評価報告書は、以下のⅠ～Ⅲの 3 項目で構成している。

#### Ⅰ 受審大学の概要

受審大学の点検評価ポートフォリオから、大学名、キャンパス所在地、学部等の構成、学生数及び教職員数、大学の理念・目的等の、大学の基礎的な情報を整理して示している。

#### Ⅱ 評価結果

大学評価基準に基づいて行った評価の結果を示しており、大きく以下の 3 点からなる。

##### 1. 認証評価結果

「大学評価基準を満たしている」又は「大学評価基準を満たさない」のいずれかを示している。

##### 2. 総評

「1. 認証評価結果」に示したことを判断した理由に加え、優れた点、改善を要する点、今後の進展が望まれる点を示している。

##### 3. 基準ごとの評価

大学評価基準に定めた 3 つの基準ごとに、確認できた事項や指摘すべき事項等を記述している。「基準 1 法令適合性の保証」については、評価の指針に定めるイ～ヌの 10 の評価事項ごとに記述している。

#### Ⅲ 大学教育質保証・評価センターが実施した評価について

評価報告書の構成や評価のプロセス等を説明している。

### 3 総評における指摘事項について

評価結果の総評では、実施大綱に基づき「優れた点」、「改善を要する点」を指摘し、さらに大学の教育研究の質の向上に資する等の観点から「今後の進展が望まれる点」を指摘している。

「優れた点」には大学の特色ある取組みや教育研究の進展に向けた積極的な取組み、「改善を要する点」には法令の趣旨に照らしすみやかな改善が求められる点やその他の特に対応が求められる点、「今後の進展が望まれる点」には教育研究の一層の質の向上のために対応を行うことが望ましい点を記載している。

### 4 評価のプロセス

評価は以下のプロセスにより行った。

5 月末	受審大学による点検評価ポートフォリオの提出
6 月～9 月	書面評価
10 月 1 日	1 回目の実地調査(オンラインにより実施)
11 月 20 日	2 回目の実地調査(対面により実施)
1 月	評価報告書(案)を受審大学に通知
2 月	受審大学による意見申立期間
3 月	評価報告書を決定・公表